

鶴ヶ島市立図書館資料収集方針

第1 基本方針

- (1) 図書館は、市民の持つ学習、文化要求に応え、教養、調査研究、趣味・娯楽などに資するために必要とされる資料を幅広く収集する。
- (2) 図書館は、思想、宗教、科学などそれぞれの観点にたった資料をその権限と責任の範囲において公平に収集する。
- (3) 資料の年間購入冊数は学習参考図書を除く、新刊書籍を中心に予算の範囲内で計画的に選択収集する。

第2 資料の種類

- (1) 図書（一般図書、児童書、ティーンズ図書、参考図書、外国語図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌、その他）
- (3) 官公庁出版物
- (4) 地域資料
- (5) 視聴覚資料（コンパクトディスク、その他）
- (6) 障害者用資料（点字資料、録音図書、大活字本、その他）
- (7) 図書館作成資料、その他

第3 資料別収集方針

(1) 図書

一般図書は、親しみやすく平易に書かれた資料及び教養を深めるための資料を中心に各分野にわたり収集するとともに、必要に応じ高度かつ専門的な学習調査研究要求の糸口になるような資料も収集する。

児童図書は、「鶴ヶ島市子ども読書活動推進計画」に基づき、児童が読書の楽しみを発見し読書習慣の形成と継続に役立つような良質の本の充実を図る。絵本や読み物のほか、知識の本、趣味の本など、子どもの発達段階に合わせた温かみのある本を幅広く収集する。

ティーンズ図書は、若人が好んで利用する資料や精神的・知的成長にとって必要とされる各分野の資料を収集する。

マンガは、原則完結している作品で、時代性が反映された作品であり、

評価の定まったもの等を収集する。

外国語図書は、市内在住の外国籍の方々の構成比率より、中国語、ハングル、英語等の資料を必要に応じて計画的に収集する。

参考図書は、市民の日常の調査研究のために利用されると共に、図書館サービスの一部である参考業務を行う上で、その充実が最も期待されている資料であり、辞典、事典、年鑑、目録、地図など幅広く収集する。

(2) 逐次刊行物

新聞は全国紙、地方紙、スポーツ紙、経済紙、政党機関紙などより主要なものを選定する。

雑誌は各分野における基本的な雑誌を中心に、児童及びティーンズ向けのものも含めて収集する。なお、廃刊等による補充に関しては、同じ分野の数誌を実際に比較して収集する。

年鑑、年報、白書、研究報告の類は、一般図書および参考図書に準じて収集する。

(3) 官公庁出版物

国の発行する資料については官報を、県の発行する資料については埼玉県報、統計、議会関係資料等を収集する。

(4) 地域資料

鶴ヶ島市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真等、可能な限り収集する。

埼玉県および県内市町村に関する資料は通史的資料および鶴ヶ島市との関連の度合いにより収集する。なお、隣接する市町に関する資料は鶴ヶ島市に関する資料に準じて収集する。

(5) 視聴覚資料

コンパクトディスクおよびその他の視聴覚資料は、語学、文学、芸術等を中心として収集する。

(6) 障害者用資料

障害者等の利用に供するため点字資料、録音図書、大活字本、さわる絵本等を収集する。

(7) その他

その他の資料として絵画や実物標本等を収集する。

第4 寄贈資料の収集

資料の収集については、購入を原則とするが、自費出版物や市民からの寄贈図書等も必要に応じ活用する。この場合広報等で寄贈資料の募集やチラシにより周知するものとし、収集の範囲は図書に準じる。

第5 複本の収集

複本は当面1タイトルを確保することを原則とするが、リクエストその他の状況により判断し、増やすことができる。

第6 委任

この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については鶴ヶ島市立図書館長が別に定める。

附 則

この資料収集方針は、平成11年3月7日より施行する。

この資料収集方針は、平成27年3月10日より施行する。